

令和4年度

仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[ひとり親・子育て・多子世帯対象]

【令和5年1月】

申込期間は令和5年1月6日～1月16日までです。

お申込み方法は郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
1月16日(月)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和5年1月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書(令和5年1月募集)」
- ★「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和5年1月募集)」がそろっているかご確認ください。
- ◆市営住宅には申込資格の制限があります。
- ◆申込者が募集戸数を超えた場合は抽選となります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報をも、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)	11
9. 申込みについての注意	12
10. 世帯の所得月額計算対象となる収入	13
11. 世帯の所得月額計算手順	13
12. 所得計算の方法	14
13. 所得から控除する金額	18
14. 世帯の所得月額の算出	19
15. 家賃	19
16. 申込書の書きかた(記入例)	20
17. 入居者の選考	22
18. 抽選に際しての優遇措置	23
19. 二次審査(当選者のみ)	24
20. 入居手続き	26
21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	27
22. 市営住宅の種類	30
23. 市営住宅位置図(青葉区)	32
24. 市営住宅位置図(宮城野区)	34
25. 市営住宅位置図(太白区)	36
26. 市営住宅位置図(若林区)	38
27. 市営住宅位置図(泉区)	39
28. 各市営住宅への交通手段	40

令和4年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)

9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)

1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

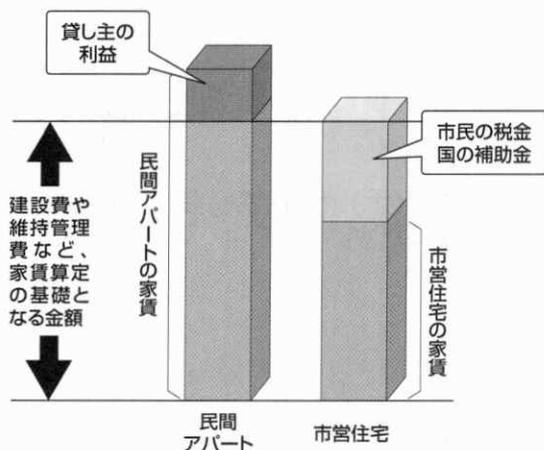


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

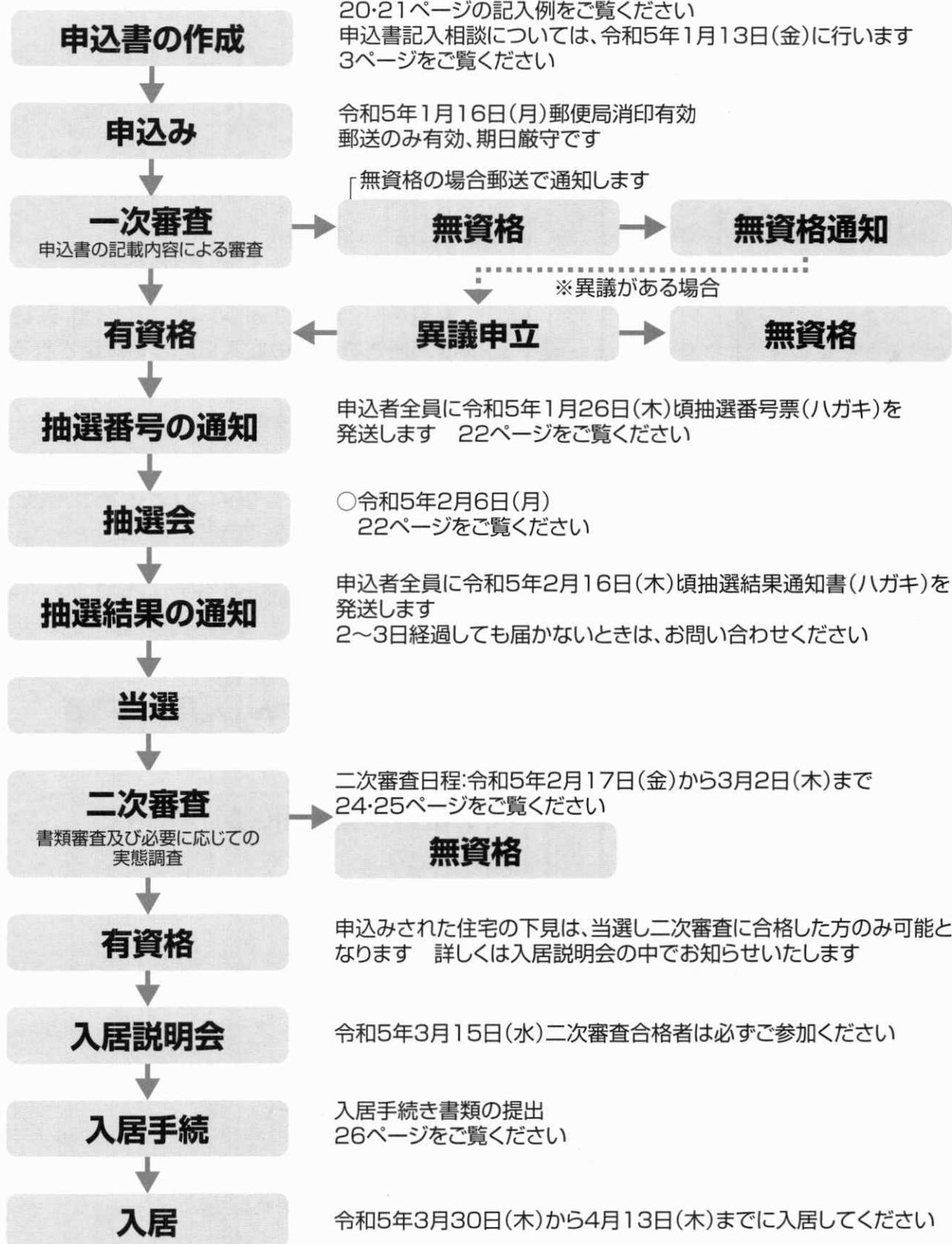
◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(28ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。 駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

2. 申込みから入居までの流れ

●ただし、社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更になる場合もあります。

20・21ページの記入例をご覧ください
 申込書記入相談については、令和5年1月13日(金)に行います
 3ページをご覧ください



3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご承知ください。
 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。
 ※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和5年1月13日(金) 午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第一会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口1月13日(金)は、1階第一会議室で行います。
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

4. 申込資格

申込みされる方は次の1～9のすべての資格を満たすことが必要です。

<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方等は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者として申込む場合を除きます。
- ※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことでです。
- ※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことでです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する方がいる場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(10ページを確認ください。)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

※UR 賃貸住宅 (旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができません。

※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。

※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと (同居予定者を含みます)

9 ひとり親世帯でお申込みの方

申込者本人が20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫であること。(婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との申込みはできません。)

子育て世帯でお申込みの方

申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子 (平成28年4月2日以降生まれ) と現に同居していること。

多子世帯でお申込みの方

申込者本人が18歳未満の子3人以上と現に同居していること。

※子育て世帯・多子世帯でお申込みの方は、下記の場合でも申込むことができます

★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込むことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫 (続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限り。当選した際には、入居者全員の戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

①戸籍上で離婚を確認できること

②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること (当事者間の離婚協議は含まない)

③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合は、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合

②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

5. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込みことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込みことができます。
- 持家があっても申込みことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込みことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※入居後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和5年1月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒にの入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、**居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。**
- (4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ① 動物は、自己の居室で飼育すること
 - ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと
 - ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

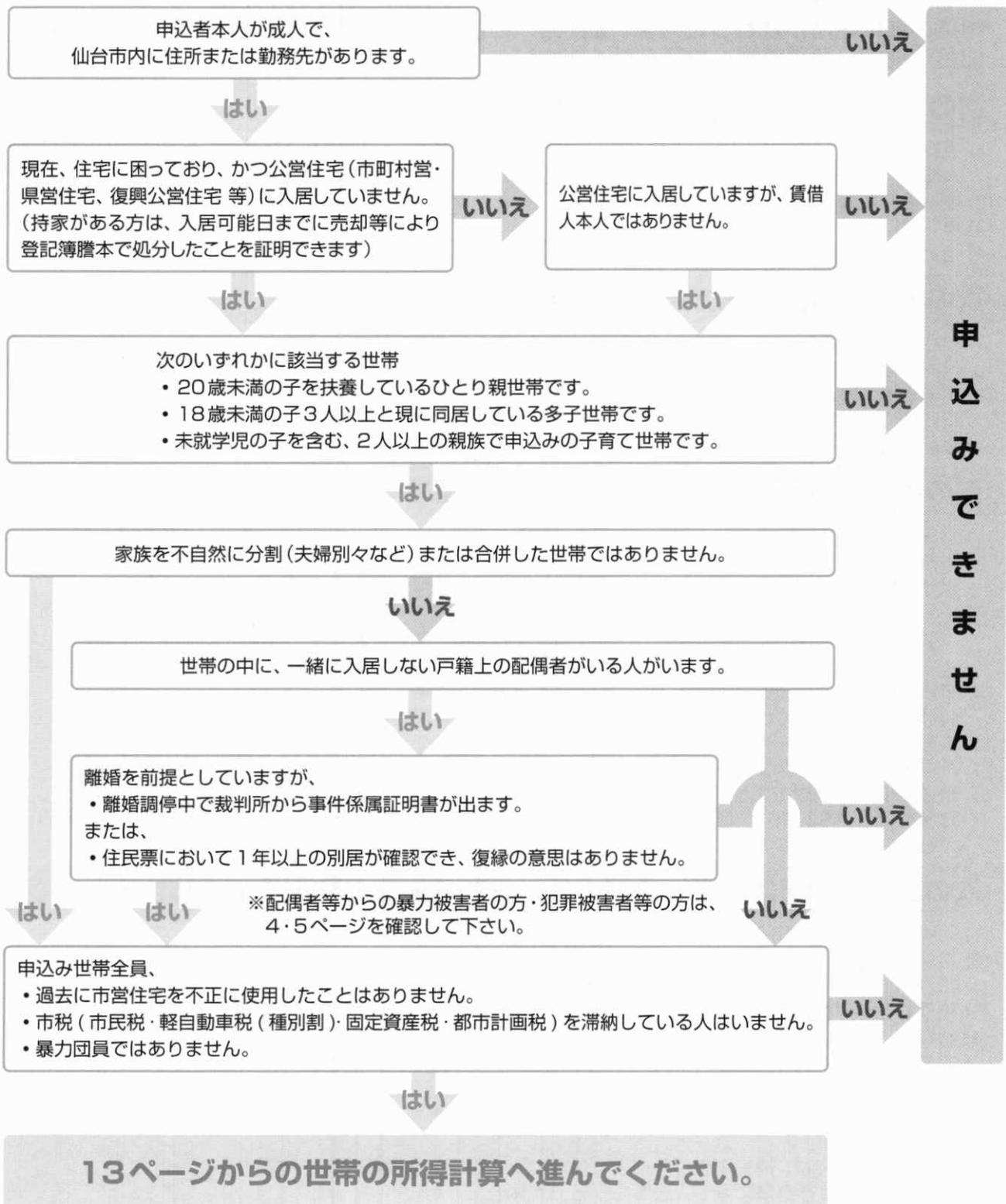
- ⑩60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。



申
込
み
で
き
ま
せ
ん

9. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方は入居できません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しいたしません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合 {申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書(同居人欄含む、同一住宅でないものを含む)に出てくる場合は、全て無効となります。}
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 目的別住宅に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (3) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合(子供の結婚等による世帯分離は除きます)
※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。
※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
①戸籍上で離婚を確認できること
②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (2) 申込資格のあることを証明できない場合(一次審査の内容を含む)
(例) 住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (3) 事実と異なることを書いて申込んだ場合
- (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいる場合
※ 当選者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしない場合(必要な手続きについては26ページをご覧ください)
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み(子育て世帯でお申込みの方に限る)
①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込み際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、障害者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

11. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14～17ページ)



世帯全員の所得を合計する(19ページ)



世帯全員の控除額を算出する(19ページ)



世帯全員の控除額を合計する(19ページ)



計算式にあてはめてください。(19ページ)

12. 所得計算の方法

今回、募集の申込書を記入される場合に、令和4年1月1日以前から勤務または事業を始めているか年金を受給されている方で、令和4年分の収入が分からない方は、令和3年分の収入を参考にして記入してください。なお、当選した方には、二次資格審査の際、改めて令和4年分の収入証明書を提出していただき、それに基づいて計算いたします。

その場合に、計算の結果、収入超過となり申込資格の3(4ページ参照)の条件に該当しなくなり、失格となることもございますので、ご了承ください。

給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和4年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和4年分源泉徴収票

① 令和4年分 給与所得の源泉徴収票

円 (1年間の所得)
→19ページの個人所得へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③そのほか次のような年金 寡婦年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和4年1月1日以前から支給されている方

令和4年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支払を 受ける者 の氏名	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収額
年金	米米米米●●●●	米米米米米米米米〇
障害基礎年金	有	障害厚生年金の受給者
遺族基礎年金	有	遺族厚生年金の受給者
遺族年金	有	遺族共済年金の受給者
寡婦年金	有	
扶養親族の数 (本人以外)	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
特定 老人 その他 特別 その他	有 無	米米米米●●●●
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

2か月に1度の支給金額×6

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 [] 円

19ページの個人別所得へ

13. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (子育て世帯に限り、婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円× 人 = 万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円× 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円× 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円× 人 = 万円
	障害者	①3級～6級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円× 人 = 万円
	特別障害者	①1・2級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円× 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円× 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円× 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円× 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意)①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額区分・控除の内容等が変更になることがあります。

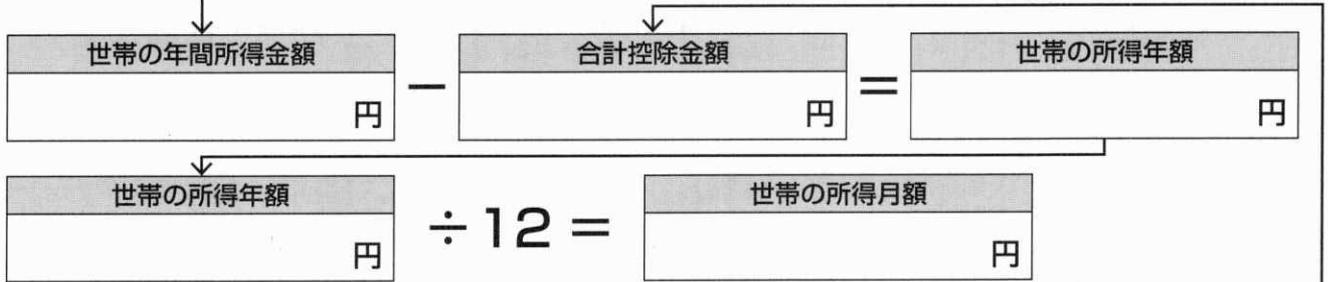
14. 世帯の所得月額算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方:現在の勤務先に令和4年1月1日以前から就職→14ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



※小数点がある場合は、切り捨ててください。

15. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。

16. 申込書の書きかた(記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。 ●ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。 ●赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のご案内(14~18ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

対象の方は○で囲ってください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

・氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
・住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のご案内(13ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

生活保護受給者の方は、○で囲ってください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲ってください。

区分	一般 留学生 子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者 生活保護 外国人 配偶者等からの暴力被害者 引揚者 犯罪被害者等 被爆者 ハンセン病 療養所入所者	一般 裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。			抽選番号
仙台市営住宅入居申込書 (令和5年1月募集)[ひとり親・子育て・多子世帯対象] (あて先) 仙台市長 令和 年 月 日			
市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私が入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。			抽選結果
申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ
	国分第一 市営住宅	中層	3DK
			電話番号(申込者)
			自宅 xxx(△△△)xxxx 携帯 xxx(△△△)xxxx
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)			
飼育するペット	犬・猫 頭 その他() 頭		
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。			
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。) ・生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲ってください。			控除の種類 (○で囲ってください)
申込者	フリガナ	センダイ 花子	以前の勤務先名 () 年月退職 給与 2,134,400
	氏名	仙台 花子	現在の勤務先名 青葉商事 15年4月採用 事業 年金
	続柄(本人)	生年月日 明大 昭平 53年 8月 7日 44歳	生活保護
住所	〒91802-0272 仙台市青葉区青葉町0丁目×番△号 青葉アパート102号室		
勤務先住所	〒91802-0282 仙台市青葉区木町通0丁目×番△号		
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者等) ※確実にいっしょに入居する人	フリガナ	センダイ 一郎	以前の勤務先名 () 年月退職 給与 0
	氏名	仙台 一郎	現在の勤務先名 中学生 年月採用 事業 年金
	続柄(長男)	生年月日 明大 昭令 19年 5月 5日 15歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□ 同上		
フリガナ	()	以前の勤務先名 () 年月退職 給与 ()	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親
氏名	()	現在の勤務先名 () 年月採用 事業 年金	身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級
続柄()	生年月日 明大 昭平 令 年 月 日 歳	生活保護	治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
住所	〒□□□-□□□□		
フリガナ	()	以前の勤務先名 () 年月退職 給与 ()	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親
氏名	()	現在の勤務先名 () 年月採用 事業 年金	身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級
続柄()	生年月日 明大 昭平 令 年 月 日 歳	生活保護	治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
住所	〒□□□-□□□□		
フリガナ	()	以前の勤務先名 () 年月退職 給与 ()	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親
氏名	()	現在の勤務先名 () 年月採用 事業 年金	身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級
続柄()	生年月日 明大 昭平 令 年 月 日 歳	生活保護	治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
住所	〒□□□-□□□□		
希望郵送先	〒□□□-□□□□		
※「仙台市営住宅入居募集のご案内」の14~19ページを参照し計算してください。			あなたの世帯の所得月額 108,700 円
			一般障害世帯158,001円以上 重度障害世帯214,001円以上 の方はお申込みできません。

郵便はがき

63円切手を貼ってください

9800916

住所 仙台市青葉区青葉町の丁目番△号
青葉アパート 102号室

氏名 仙台花子様

令和5年1月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選通知書

抽選番号

申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK

入居する人数 2名

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

郵便はがき

63円切手を貼ってください

9800916

住所 仙台市青葉区青葉町の丁目番△号
青葉アパート 102号室

氏名 仙台花子様

令和5年1月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選結果通知書

抽選番号

申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK

※抽選結果は裏面になります

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

・氏名はかい書ではっきりと記入してください。
・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

ハガキに63円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には
証明書類の提出は必要ありません。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
③ 通勤距離を短縮している。
4. 収入と比べて、著しく高額の家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名 仙台花子様] [申込者との続柄 本人]
② 賃貸 [賃借人氏名 仙台花子様] [申込者との続柄 本人]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
4. その他 []

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。
居室数 2 部屋 (DKを除きます) 広さ 10.5 畳 (洋室も畳に換算してください)
家賃 50,000 円 (共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。
あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有 ② 無
住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。
住宅名: 住宅 棟号 入居期間: 年から 年まで

5 外国籍の方は次の質問にお答えください。
あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい 2. いいえ

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。
いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる口には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. いんげん病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する「インセン」療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条2号に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に入居することが困難となった方
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方(「離婚調停中」で事件係属証明書が出る、「住民票上1年以上別居中」で権利の喪失はない)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって法令で定める疾病の方。
疾病名:
疾病対象の方のお名前:

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

居室数・広さ・家賃について記入してください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください

暴力団員に関する注意
申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡し請求を受け、全費が速やかに退去しなければなりません。
仙台市では、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡し請求するため、恩給局警察本部長から意見を要請することができます。

消印日

17. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和5年1月16日(月) 郵便局消印有効

郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一 次 審 査

抽選番号の通知

令和5年1月26日(木)頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。

抽 選 会

抽選会では、二次審査の対象となる方を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時は令和5年2月6日(月)です。

午前10時～午前11時終了予定

抽選会場は「エル・パーク仙台 5階セミナーホール」です。

仙台市青葉区一番町4-11-1

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、

抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※新型コロナウイルス感染状況により、非公開となる場合もあります。

抽選結果掲示場所
仙台市役所国分町分庁舎2階

抽選会場
エル・パーク仙台 5階セミナーホール



エル・パーク仙台地図

→は一方通行です

抽選結果の通知

抽選結果はハガキで全員に通知いたします。(令和5年2月16日(木)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※当選者の番号及び申込状況は、抽選会終了後から令和5年2月16日(木)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課(オンワード樺山仙台ビル9階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

二 次 審 査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。内容が相違している場合は失格となり入居できません。特に所得計算に誤りがあり、所得月額が基準にあっていないときは失格となりますので注意してください。

18. 抽選に際しての優遇措置

今回行う募集に関しましては、応募者をひとり親・子育て・多子世帯に限定していますので、抽選に際して更なる優遇措置は行いません。

19. 二次審査(当選者のみ)

資格確認について

当選した方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

※令和4年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度所得証明書 (入居予定者全員分)	令和4年分源泉徴収票	給与等支払証明書	退職証明書
令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	○	○	○	○	×	×
令和4年1月2日以後から現在の会社に勤務している方	○	○	○	×	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)	(7)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度所得証明書 (入居予定者全員分)	令和4年分確定申告書(控)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和4年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (令和4年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	×	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(8)	(11)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び支払通知書の写し	令和4年分源泉徴収票
令和4年1月1日以前から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	×	○
令和4年1月2日以後から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	○	×

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(9)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・寡婦年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を退職した方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を退職した方のみ必要)
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和3年1月以後会社を退職した方のみ必要)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
ペット飼育可能な住宅に申込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

- (1)住民票……………・入居する方の全員分が必要となります。
- (2)市税の滞納がないことの証明書等……………・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
・16歳未満でも所得のある方は必要となります。
- ※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」
- ※市外にお住まいの方は
入居予定者全員……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」または「市税の滞納がないことの証明書」
- (3)令和4年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和4年度所得証明書」
- (4)令和4年分源泉徴収票……………勤務先発行の「令和4年分給与所得の源泉徴収票」
- (5)給与等支払証明書……………・所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (6)令和4年分の確定申告書(控)……………令和4年分の所得税の確定申告書(控)
(税務署の收受印または受付番号のあるものが必要です)
- (7)収支明細書……………・所定の「収支明細書」に記入してください。
- (8)年金証書・支払通知書の写し……………①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書
- (9)令和4年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和4年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)
- (10)退職証明書(①②のどちらか)……………①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (11)令和4年分源泉徴収票……………日本年金機構で発行する「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」(ハガキ)

20. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続きまでに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。

なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅及び田子西市営住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります（電力会社を自由に選ぶことができません）。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。

ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡していただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料 (月額/円)	
青葉区	北六番丁	50	23	8,000	
	小松島	120	34	3,300	
	川平	360	360	4,000	
	上原	229	212	2,700	
	霊屋下	33	20	8,000	
	梅田町		66	35	8,000
				屋根付6	9,000
	小田原		58	33	7,000
				28	9,800
	通町		142	屋根付15	10,800
				115	3,700
	落合	112	115	3,700	
	霊屋下第二	88	61	7,700	
	角五郎	47	39	8,000	
宮城野区	高砂	1,092	1,076	3,800	
			屋根付15	4,900	
	鶴ヶ谷第一	700	561	4,700	
	鶴ヶ谷第二	1,630	1,237	4,700	
	幸町	357	251	5,400	
	幸町第二	100	73	5,400	
	小鶴	230	227	4,000	
	福田町第一	170	170	3,700	
	福田町第二	180	180	3,700	
	仙台駅東	60	19	8,400	
	田子西	176	146	3,700	
	幸町第三	38	25	5,400	
	燕沢東	63	54	5,000	
	新田東	35	22	5,800	
	燕沢	55	56	5,000	
	田子西第二	168	152	3,700	
宮城野	88	32	8,000		
岡田	10	10	4,500		
鶴ヶ谷第三	17	18	4,700		

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料 (月額/円)
若林区	新寺小路	46	36	7,000
	若林	120	84	5,700
			17	4,000
	荒井	50	屋根付20	5,000
			316	4,000
	荒井東	298	316	4,000
	若林西	152	123	6,400
	六丁の目西町	115	59	4,300
	中倉	58	27	7,000
			屋根付9	8,000
	大和町	103	32	7,000
	荒井第二	34	25	4,300
	六丁の目中町	43	33	4,300
	荒井西	14	14	4,000
	荒井南	75	75	4,000
	荒井南第二	55	50	4,000
	卸町	98	32	8,000
	六郷	50	50	3,600
太白区	中田	30	30	3,300
	袋原	274	275	2,800
	四郎丸	405	407	2,800
	四郎丸東	388	388	2,800
	太白	662	475	3,200
	郡山	335	334	4,000
	西中田	446	385	4,000
	茂庭第一	613	616	3,100
	鹿野	70	57	5,900
	芦の口	39	30	4,400
	あすと長町	163	50	8,600
	あすと長町第二	96	29	8,600
	あすと長町第三	68	35	6,800
	茂庭第二	100	101	3,100
	泉区	向原	48	48
天神沢		72	64	3,100
泉中央南		193	129	4,600

(8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

22.市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。

(重複申込みはできません)

今回の募集は、一般向住宅、多家族向住宅のみで、応募者はひとり親・子育て・多子世帯に限られます。

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。(今回は单身の方は申込み出来ません。)

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

(1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます。

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回の募集は、応募者はひとり親・子育て・多子世帯に限られます。

交通手段や立地環境等32ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

23. 市営住宅位置図(青葉区)





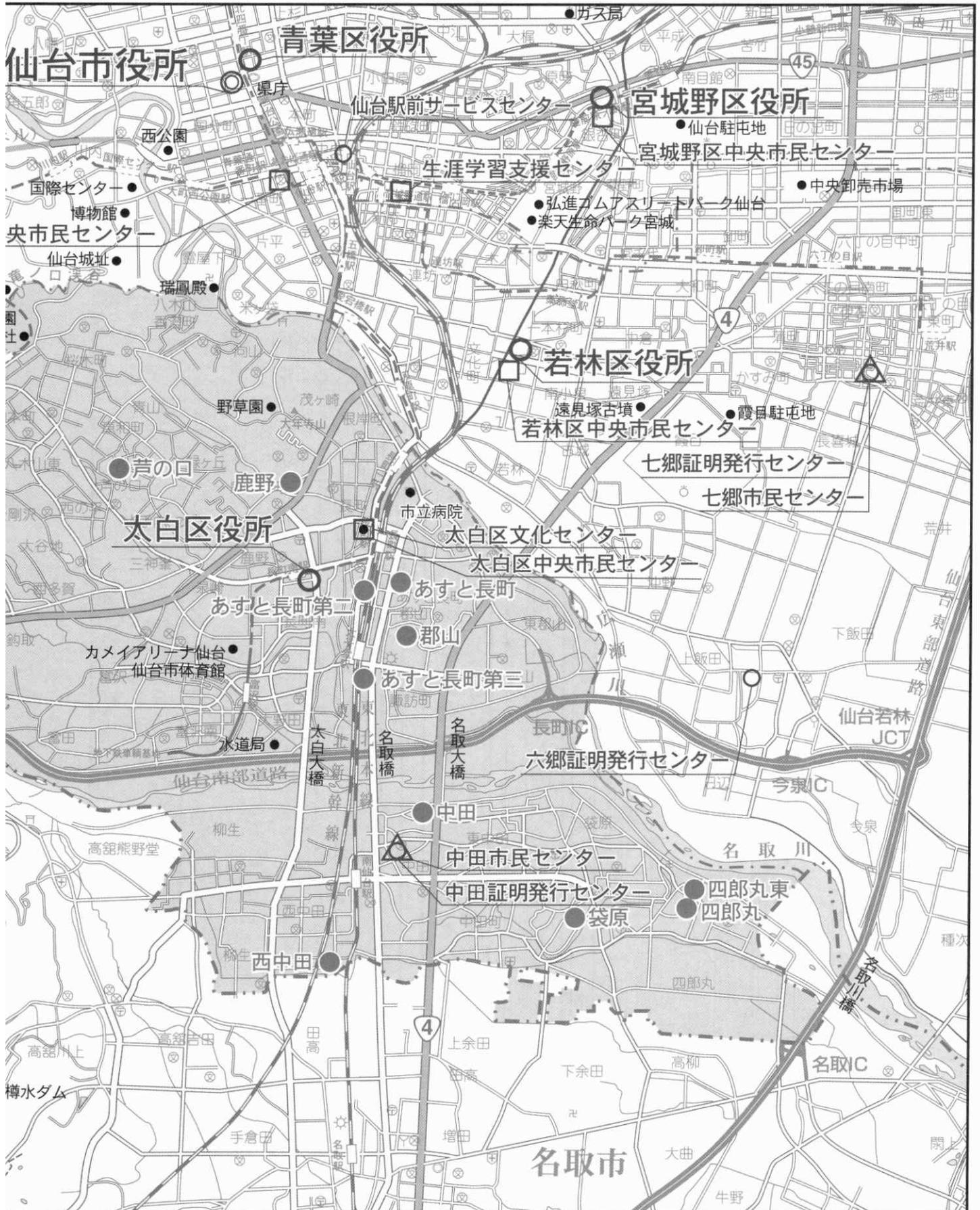
24. 市営住宅位置図(宮城野区)





25. 市営住宅位置図(太白区)





26. 市営住宅位置図(若林区)



27. 市営住宅位置図(泉区)



28. 各市営住宅への交通手段

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
青葉区	北六番丁	青葉区柏木二丁目	市バス	仙台駅西口⑩⑮	東北大学病院を經由する全ての行き先	厚生病院前	徒歩 7 分
	小松島	青葉区高松三丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑨、台原駅③	高松・安養寺二丁目、台原駅(幸町一丁目経由除く)	高松二丁目	徒歩 1 分
	小松島第二	青葉区小松島四丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑭	高松・県庁市役所経由安養寺二丁目・仙台駅	東北医科薬科大・東北高校前 小松島四丁目	徒歩 1 分
	川平	青葉区川平三丁目・五丁目	市バス	仙台駅前① 旭ヶ丘駅①	宮町を經由する際、理想の松・台原駅・旭ヶ丘駅・仙台駅	川平市営住宅前	徒歩 3 分
	上原	青葉区愛子中央三丁目	市バス J R	仙台駅西口⑬ 泉中央駅①	川平団地経由長命ヶ丘 南吉成、聖和短大、青陵校	愛子駅前 愛子駅	徒歩 15 分 徒歩 10 分
	霊屋下	青葉区霊屋下	市バス 交 地下鉄	仙台駅西口⑬ 仙台駅前⑩ 仙山線仙台駅	愛子、作並、熊ヶ根関・定義、作並温泉	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	霊屋下第二	青葉区霊屋下	市バス 交 地下鉄	仙台駅西口⑬ 仙台駅前⑩ 仙山線仙台駅	霊屋橋経由八木山動物公園駅 全ての行き先	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7 分 徒歩 12 分
	梅田町	青葉区梅田町	市バス	地下鉄東西線仙台駅	八木山	視覚支援学校前	徒歩 3 分
	小田原	青葉区小田原四丁目	市バス J R	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮ 仙山線仙台駅	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目 全ての行き先	東照宮駅	徒歩 8 分
	通町	青葉区通町一丁目	市バス 交	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮⑯	原町を經由する全ての行き先 花京院を經由する全ての行き先	常盤木学園前	徒歩 5 分
	落合	青葉区落合四丁目	市バス J R	仙台駅西口⑩ 仙山線仙台駅	仙台港フェリーターミナル	宮城県仙台合同庁舎前	徒歩 1 分
	角五郎	青葉区角五郎二丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	北仙台を經由する便及び八乙女駅、北山→子平町	北仙台駅	徒歩 8 分
	高砂	宮城野区福室五丁目・六丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	泉中央、虹の丘、富谷、宮城大学・JCHO 仙台病院(県庁市役所経由)	宮城広瀬高校、こども病院前	徒歩 7 分
	鶴ヶ谷第一	宮城野区鶴ヶ谷二丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮	愛子、作並、山形	陸前落合駅	徒歩 8 分
	鶴ヶ谷第二	宮城野区鶴ヶ谷六丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮	愛子、作並、山形	角五郎二丁目	徒歩 9 分
	小鶴	宮城野区小鶴三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	高砂市営住宅西	高砂市営住宅西	徒歩 3 分
	幸町	宮城野区幸町五丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷団地入口 鶴ヶ谷二丁目	徒歩 3 分
	福田町第一	宮城野区田子一丁目	市バス	旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷六丁目東小学校前 鶴ヶ谷六丁目東、西、北	徒歩 5 分
	福田町第二	宮城野区田子三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	原町・宮城野区役所経由東仙台(営)・岩切駅 県庁市役所・中江・二の森経由東仙台(営)	小鶴住宅入口	徒歩 5 分
幸町第二	宮城野区幸町三丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮	鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江経由東仙台(営)	幸町二丁目	徒歩 5 分	
仙台駅東	宮城野区小田原弓ノ町	市バス 交	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 5 分	
田子西	宮城野区田子西一丁目	市バス J R	小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ 仙山線仙台駅	多賀城、高城町、東塩釜、石巻 余目、小鶴新田駅	福田町第二市営住宅前 福田町第二市営住宅前入口	徒歩 20 分 徒歩 1 分	
田子西第二	宮城野区田子西二丁目	市バス J R	小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ 仙山線仙台駅	県庁市役所経由鶴ヶ谷七丁目 原町を經由する全ての行き先 花京院を經由する全ての行き先	幸町五丁目	徒歩 5 分	
幸町第三	宮城野区幸町二丁目	市バス J R	仙台駅前(仙台ロフト前)⑮	陸前高砂駅 小鶴新田駅	常盤木学園前	徒歩 2 分 徒歩 1 分	
新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	田子西市営住宅前	徒歩 1 分	
新田西	宮城野区新田西二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 25 分	
新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	田子西中央	徒歩 2 分	
新田西	宮城野区新田西二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 20 分	
新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	幸町二丁目 東照宮駅	徒歩 3 分 徒歩 17 分	
新田西	宮城野区新田西二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑮	多賀城、高城町、東塩釜、石巻	元氣フィールド仙台前 小鶴新田駅	徒歩 3 分 徒歩 9 分	

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
若林区	燕 沢	宮城野区燕沢二丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)⑨ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤ 東北本線仙台駅	東仙台(営) 東仙台(営)、岩切駅 利府、小田、石越、一関 岩切駅 利府、小田、石越、一関 岡田・新浜	燕沢住宅前 東仙台駅 小鶴 東仙台駅 長屋前	徒歩 5 分 徒歩 10 分 徒歩 3 分 徒歩 20 分 徒歩 4 分
	岡 田	宮城野区燕沢東二丁目 宮城野区福室字平柳	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤ 東北本線仙台駅			
	鶴ヶ谷第三	宮城野区鶴ヶ谷ハ丁目	市バス	荒井駅①	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷中央 鶴ヶ谷六丁目東小学校前	徒歩 1 分
	宮 城 野	宮城野区宮城野二丁目	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑤ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	志波町・霞の目(営) 荒井	宮城野三丁目・聖和学園前 地下鉄薬師堂駅	徒歩 2 分 徒歩 10 分
	新 寺 小 路	若林区二軒茶屋	市バス	仙台駅西口⑤	志波町・霞の目(営) 荒井	新寺四丁目・サンアラザ入口 地下鉄運坊駅	徒歩 4 分 徒歩 10 分
	若 林	若林区若林四丁目	市バス	仙台駅西口⑥	若林小学校を經由する全ての行き先	若林小学校前	徒歩 2 分
	荒 井	若林区荒井七丁目	地下鉄 ミコトバス	地下鉄東西線仙台駅 荒井駅、多賀城駅	若林小学校を經由する全ての行き先	地下鉄荒井駅 荒井六丁目	徒歩 7 分 徒歩 7 分
	荒 井 第 二	若林区伊在二丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄六丁目の目駅	徒歩 8 分
	荒 井 西	若林区なないろの里二丁目	市バス	荒井駅②	薬師堂駅	蒲町東	徒歩 6 分
	荒 井 東	若林区荒井東二丁目	市バス 地下鉄	荒井駅② 地下鉄東西線仙台駅	四ツ谷經由霞の目(営)、震災遺構仙台市立荒浜小学校	広瀬 地下鉄荒井駅	徒歩 8 分 徒歩 18 分
	荒 井 南	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院	荒井八丁目	徒歩 11 分
	荒 井 南 第 二	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院	七郷中学校前	徒歩 9 分
	卸 町	若林区卸町三丁目	市バス 地下鉄	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤ 地下鉄南北線仙台駅	交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院	卸町会館前 地下鉄卸町駅	徒歩 1 分 徒歩 9 分
	若 林 西	若林区若林二丁目	市バス 地下鉄	仙台駅西口⑥ 地下鉄南北線仙台駅	若林小学校を經由する全ての行き先	若林二丁目 地下鉄長町一丁目駅	徒歩 3 分 徒歩 17 分
	大 和 町	若林区大和町五丁目	市バス	薬師堂駅①	霞の目(営) 志波町・霞の目(営)	蒲町歩道橋前	徒歩 1 分
	六丁目の目町	若林区六丁目の目町	市バス	荒井駅①	鶴巻循環、岡田・新浜、小鶴新田駅	地下鉄卸町駅	徒歩 9 分
	六丁目の目西町	若林区六丁目の目西町	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	六丁目の目南町 地下鉄六丁目の目駅	徒歩 5 分 徒歩 7 分
	中 倉	若林区中倉二丁目	市バス 地下鉄	薬師堂駅① 地下鉄東西線仙台駅	中倉一丁目經由荒井駅	中倉二丁目 地下鉄卸町駅	徒歩 4 分 徒歩 2 分 徒歩 14 分
	六 郷	若林区六郷	市バス	仙台駅西口⑥	井土浜・中野	JA 仙台六郷支店前	徒歩 3 分
	中 田	太白区中田四丁目	市バス	長町駅・たいはつくる前②	中田小学校經由四郎丸	中田二丁目	徒歩 7 分
袋 原	太白区袋原字平淵	市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはつくる前②	南仙台駅・四郎丸	袋原市営住宅前	徒歩 3 分	
四 郎 丸	太白区四郎丸字大宮	市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはつくる前②	四郎丸	四郎丸市営住宅前 東四郎丸	徒歩 3 分	
四 郎 丸 東	太白区四郎丸字落合 字新田	市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはつくる前②	東中田五丁目・四郎丸小学校經由を除く四郎丸	四郎丸市営住宅前	徒歩 3 分	
太 白	太白区太白二丁目	交 宮	仙台駅西口⑦⑧、長町駅東口③、長町駅西口④ 長町南駅・太白区役所前④、八木山動物公園駅⑥	山田自由ヶ丘・仙台南二丁目・ウーエーウーエー	公営アパート前	徒歩 3 分	
郡 山	太白区郡山六丁目	地下鉄 J R	地下鉄南北線仙台駅 東北本線、常磐線 仙台空港アクセス鉄道	宮沢・白石・福島(快速を除く)・原ノ町・山下 仙台空港(快速を除く) 長町郡山	地下鉄長町駅 太子堂駅	徒歩 8 分 徒歩 5 分	
西 中 田	太白区西中田六丁目	交 宮	長町南駅・太白区役所前②、長町駅東口② 長町駅西口②	尚綱学院大(西中田經由)	太子堂駅前	徒歩 5 分	
茂 庭 第 一	太白区茂庭台四丁目	市バス 交 宮 交 宮	仙台駅西口⑩ 長町駅東口③、長町駅西口① 長町南駅・太白区役所前④	茂庭台、生出市民センター 茂庭台	西中田住宅前	徒歩 3 分	

芦の口	太白区芦の口	市バス	八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫	緑ヶ丘三丁目 恵和町・八木山動物公園駅 仙台駅、(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由)	青葉団地前 西の平二丁目	徒歩7分 徒歩13分
鹿野	太白区鹿野本町	宮交 地下鉄	仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅	⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚朝学院大行き 富沢 長町郡山 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先	鹿野公園前 地下鉄長町南駅 あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅 南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅	徒歩2分 徒歩18分 徒歩2分 徒歩8分 徒歩6分 徒歩2分 徒歩8分 徒歩6分
あすと長町第二	太白区長町六丁目	市バス 地下鉄	長町駅・たいはつくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅	全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(太子堂駅経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	長町駅 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩2分 徒歩22分 徒歩9分 徒歩3分 徒歩3分
あすと長町第三	太白区諏訪町	市バス 地下鉄	長町駅・たいはつくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口①		諏訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩2分 徒歩22分 徒歩9分
茂庭第二	太白区茂庭台一丁目	市バス 宮交	仙台駅西口④ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口①			徒歩3分 徒歩3分
向原	泉区上谷刈字向原	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口④ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅	八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅	徒歩10分 徒歩15分
天神	泉区天神沢一丁目	宮交	泉中央駅⑤・2・泉中央④ 仙台駅西口④ 八乙女駅③⑪	鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)	住宅前 住宅前 住宅前	徒歩5分 徒歩5分 徒歩5分
泉中央南	泉区泉中央南	宮交 地下鉄	八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	長命ヶ丘二丁目 泉中央	上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅	徒歩1分 徒歩14分

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通高ホームページアドレス <http://www.kotsu.city.sendai.jp/> へ
●宮城交通の時刻を捜したい方はこちら <http://www.miyakou.co.jp/> へ

●市立小・中学校の学区を捜したい方はこちら <http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kansen/index.html>



最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)



1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②抽選番号票(ハガキ) ③抽選結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記②、③のハガキ2枚に63円切手をそれぞれに貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(3箇所)に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5 チェック 申込資格を確認した。(4・5ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き(26ページ)敷金の納入・緊急連絡人等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(27ページ)を確認した。

7 チェック 入居申込書を郵送する封筒に120円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 チェック [ペットと一緒に入居可能な住宅]に申込みので、申込資格(8・9ページ)を確認した。

この「入居募集のご案内」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、各区社会福祉協議会事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。
※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、上記の一部で配布を中止する場合があります。